坂祝町監査委員告示第8号

随時監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和7年11月5日

坂祝町監査委員 森田 安夫 同 渡邉 章

記

1. 監査実施日 令和7年11月5日(水)

2. 監査実施場所 坂祝町役場2階会計室

4. 監査の結果 各会計の支出証拠書類等の点検を行い、疑義の生じた ものについては、担当に説明を求めた結果、おおむね 適正に執行されていると認められ、特に指摘する事項 はなかった。